年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 10件

群馬国民年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで

社会保険庁に年金記録の照会をしたところ、申立期間について国民年金に未加入となっていた。当時、母親が姉妹全員の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っており、自治会の班長と思われる人が保険料の集金に来ていた。ほかの姉妹には保険料納付の漏れは無く、高校を卒業し、家業の手伝いをしていた私の分のみ、母親が納付していないとは考えられない。母親は経理をしてきた人で、とてもしっかりした人だった。申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和41年4月から60歳までの国民年金加入期間において、すべて国民年金保険料を納付していることから、国民年金制度に対する理解の深さ及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の母親が家族全員の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を自治会の集金人に納付していたと主張しているところ、 事実、申立人の母親及び姉は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国 民年金に加入しており、母親は申立期間を含め60歳まで保険料を完納し、 姉についても婚姻する直前の46年3月までの保険料が納付済みとされて いる。これに加え、申立期間当時、申立人と一緒に家業の旅館業を手伝っ ていた妹も、20歳になった39年7月に国民年金に加入し、60歳までの保 険料が完納されていることからも、申立人の国民年金の加入手続が41年4 月まで遅れ、申立期間の保険料が納付されなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人が居住する市町村には、国民年金保険料を自治会が集金する制度が存在していたことが確認できる上、申立人の姉

及び妹からも、その母親が家族の国民年金の加入手続及び保険料の納付を していたことは間違いなく、家業を手伝っていた申立人の加入手続及び保 険料納付を忘れるはずが無い旨の証言を得ている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 372

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

社会保険事務所で記録を調べたところ、昭和 46 年度の国民年金保険料が未納となっていた。昭和 46 年4月から 47 年3月までの保険料を 48 年12月29日に納付した領収証書があったので提示したところ、46 年10月から 47 年3月までの保険料については納付を認めるが、申立期間の分については時効後納付で認められないとのことだった。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人が、申立期間を含む昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したときの保険料相当額が納付されたことが確認できる。一方、当該領収証書には 48 年 12 月 29 日の領収日付印が押印されているところ、この時点では、制度上、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

しかし、申立期間の国民年金保険料が申立人に対し、当時、還付された 事実は認められず、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国 庫歳入金として扱われていたことは明らかであることから、特例納付の実 施期間中でもなく、時効により保険料納付ができないことを理由として、 申立期間の保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考え られる。

また、A県においては、申立期間当時、国民年金保険料の過年度納付における時効の取扱いについて、納付日から2年間さかのぼった日が属する年度であれば年度当初の4月分から納付を認めるなどの柔軟な対応をしていた事実も見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 37 年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から37年4月1日まで厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。この期間は、A社又はB社のいずれかに勤務していたことは間違いなく、どちらから給与をもらっていたのかは覚えていないが、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和36年11月30日まで被保険者記録が存在する申立人を含めた従業員のほとんどの者が、B社において、37年4月1日付けで被保険者資格を取得している。

また、申立人を含む当時の従業員から「申立期間においてもA社に継続して勤務し、給与も支給されていた。同年春ごろにB社に勤務することになった」旨の証言を得ている。

さらに、当該従業員は「業務は、B社の社名の入ったトラックで行っていた」と証言していることに加え、B社に照会したところ、「当時の資料等は無く不明であるが、当社は、昭和 39 年に運搬部門であるC社を設立していることからすると、同社を立ち上げるための準備段階として、当時、当社の下請け会社であったA社を吸収したのではないか」旨の回答を受けた。このことは、B社において被保険者資格を取得したA社の元従業員のほとんどの者が、B社の被保険者期間を経て、C社が適用事業所となった昭和 39 年5月1日に被保険者資格を取得していることからも推認でき、B社は、A社を継承した会社であったことがうかがえる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 36 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同社に係る社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名

簿によると、申立人を含む従業員全員の記録において、37 年 10 月 1 日及び 38 年 10 月 1 日付けの標準報酬月額に係る保険者決定が行われており、かつ、同決定のそれぞれの記録が取消処理されていることから、同社は少なくとも 36 年 11 月 30 日において適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 36 年 11 月 30 日 に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格 喪失日は、B社に係る資格取得日である 37 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る資格喪 失時における記録から2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日(昭和41年3月1日)及び資格取得日(昭和45年9月1日)に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和41年3月から44年6月までは5万2,000円、同年7月から45年8月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から45年9月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社 に勤務していた期間の一部に加入記録が無い旨の回答があった。同社は 途中、B区からC市に移転しているが、C市では会社敷地内の寮に入り、 その時一緒に生活していた同僚を複数名記憶している。昭和36年に入 社して以来、退社するまでの間、継続して勤務していたことは間違いな いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 36 年1月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年3月1日に資格を喪失した後、45 年9月1日に同事業所において再度資格を取得しており、41 年3月から 45 年8月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人の当時の同僚から「申立人は申立期間の前後を通じて業務内容、勤務形態の変更は無く、継続して勤務していた」旨の証言を複数得られたことから、申立期間において申立人の被保険者資格が喪失となる合理的な理由が見当たらず、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが推認できるところ、当時在籍していた従業員全員の厚生年金保険の加入記録はいずれも継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年3月から44年6月までは41年2月の社会保険庁の記録から5万2,000円、44年7月から45年8月までは申立人と同世代・同性・同職種の同僚の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 3 月から45 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月27日から34年3月26日まで

(A社)

② 昭和34年5月9日から36月5月6日まで

(A社)

③ 昭和36年5月から37年9月まで

(B社)

申立期間①及び②のA社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みとなっているが受給した記憶は無く、申立期間③についてはB社において厚生年金保険に加入していたので、これらの期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②のA社に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年9か月後の昭和38年2月14日に支給決定されたこととなっていること、及び同社における脱退手当金支給記録のある元従業員の「脱退手当金は会社に依頼したのではなく自分で手続した」との証言から事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年6月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の被保険者

名簿にはその表示が無い。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①前の1事業所及び申立期間②後の2事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が5回の被保険者期間のうち、申立期間①及び②のみを請求し、最初の被保険者期間及び脱退手当金支給決定日により近い2回の被保険者期間を失念するとは考え難く、最後の被保険者期間に係る資格喪失日の4日後が支給決定日となっていることも不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立人がB社に勤務していたことは、複数の元同僚の証言により推認で きるものの、その期間の特定はできない。

また、申立人は知り合いの縁故で入社し、役員付の秘書業務や経理等を担当していたと主張している一方、当該事業所の元従業員は「秘書を置くほどの大きな会社ではなく、申立人の業務内容は補助的な仕事だった」旨の証言をしており、申立人の前任者や後任者はいなかったとの申述を踏まえると、その証言による業務内容から申立人とほかの従業員とは勤務条件が異なっていたことが考えられる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、事業主により申立人に係る被保険者資格取得届が提出された形跡はうかがえず、社会保険事務所の事務処理誤りは考え難い。

さらに、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料が控除されていた事 実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確で はない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬国民年金 事案 373

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月までの期間及び 49 年 4 月から 53 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年6月まで

② 昭和49年4月から53年5月まで

申立期間①については、夫と長男に収入があり、家計をやりくりして 国民年金保険料を納付していた。国民年金制度が始まってから5年ぐら いは保険料を納付した鮮明な記憶がある。

申立期間②については、当時の世帯は無職、無収入であり国民年金保険料が免除される状況であったはずであり、あと数年で年金がもらえるときに保険料が免除されていないのもおかしい。夫の律儀な性格からしても、役所に届出等をしなかったとは考えられない。

また、社会保険庁の年金記録は本名ではない氏名で管理されていることからも、記録に疑義があることは明確である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、本名でない氏名により管理された年金記録には疑義があると 申述しているところ、事実、社会保険庁の国民年金被保険者台帳(特殊台 帳)に記録された申立人の氏名は戸籍上の氏名と一部相違している。しか し、その台帳の生年月日は申立人のものと一致している上、住所変更の記 録も戸籍の附票から確認できる申立人の住所移転の記録と一致することか ら、申立人の年金記録であることが推認される。

また、申立期間①について、申立人は国民年金制度が始まってから5年 ぐらいは国民年金保険料を納付したと申述しているが、保険料を納付して いたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が 保険料納付に関与しておらず、納付を推認させる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は申立人及びその夫が無職無収入 であり、国民年金保険料は免除されるべき状況にあったと主張しているが、 社会保険庁年金保険部長(当時)の通達により、当時の保険料の免除基準 は「被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者の所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額があるときは、当該被保険者の保険料は免除しないこと」を原則的な取扱いとし、厚生省年金局長(当時)の通達では、世帯の認定は「住民登録法の取扱いに準じ、同一の住居に居住し、家計を一にしている者は、原則として同世帯に属する世帯員として認定する」こととされ、世帯主は「主として世帯の生計を維持する者であって国民年金の保険料の連帯納付義務を負う者として社会通念上妥当と認められる者」とされていることから、申立期間②当時は、申立人及びその夫を扶養していた申立人の次男の所得を中心に保険料免除の判定がされていたと考えられるところ、その次男の原生年金保険の標準報酬月額から推定すると、当該期間の次男の所得は所得税が課税される水準にあったことがうかがわれ、その次男も所得税が課税されていたことを認めていることから、免除申請が承認される状況にはなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年5月までの期間及び同年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年5月まで

② 昭和48年7月から49年3月まで

市役所で国民年金保険料を納付していた。昭和 40 年 10 月から 58 年 9 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、昭和 48 年度以外は保険料をすべて納付しているのに、同年度のうち厚生年金保険加入期間である 48 年 6 月を除いた申立期間の分のみが未納となっているのはおかしい。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び市町村の国 民年金被保険者名簿においても申立期間の国民年金保険料は未納とされて おり、その記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和49年度の国民年金保険料について申請免除を受けており、申立期間の48年度においては、保険料が未納になってしまったことも否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 375

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年12月までの期間及び58年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年12月まで

② 昭和58年7月から同年11月まで

国民年金に加入したのが31歳の時だったので、年金の受給資格を満たさないといけないと思い、途切れることなく年金に加入してきた。申立期間についても国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、複数回の国民年金の加入及び喪失の記録が記載されているものの、申立期間における加入及び喪失に係る記載だけが無い上、申立期間中に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、申立人も別の年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

また、申立人は、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付していた と申述しているが、申立期間中に、申立人が国民年金に加入していた事情 はうかがえず、国民年金に加入していない申立人に対して国民年金保険料 の納付書が送付されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月から同年9月まで

② 昭和31年春から36年10月まで

申立期間①及び②において、A社に勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間において、当時、A社が請け負う複数の建設現場にて、自己所有の機材を用いて板金業務に従事し、その機材の維持管理も自己負担で行っていたとの申述をしているところ、当該事業所から、「申立人のような自己所有の機材を用いる業務形態は、通常の場合、請負契約(外注契約)に該当し、当社の直接雇用ではないので、厚生年金保険にも加入させていない。また、当社が保管する昭和 20 年代から 30 年代までの『健康保険及び厚生年金保険被保険者台帳』にも申立人の記録は無い」との回答が得られたことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされた事情はうかがえない。このことは、申立人自身も申立期間において同社から健康保険証を受け取っていないとの申述をしていることで裏付けられる。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の当該事業所の現場監督からも「通常、建設現場における板金職はA社の直接雇用ではなく、下請であった」との証言を得ている上、申立人は同社において板金業務を一緒に行い、勤務形態も同じであった2名の名前を挙げているが、いずれも同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事 実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立て に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務中に腰を痛めてコルセットを作った記憶がある。入社日及び当時の給料は思い出せないが、社会保険に加入していたことは間違いない。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、当該事業所の代表者及び同僚の証言により推認できるものの、その離職日については、いずれの証言も得られないことから特定することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 37 年 8 月 1 日であり、同社の 2 名の同僚からはそれぞれ「事業主に厚生年金保険に加入するよう何人かで働き掛けた」、「厚生年金保険適用についての説明があったときに厚生年金保険被保険者証を渡された」との証言を得ているところ、申立人にはそれらの記憶は無く、在職中に腰を痛め医者に行ったものの健康保険証を使用したことについての記憶も無いことから、申立人は、当該事業所について厚生年金保険の適用事業所としての手続が行われる前に退職していたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難く、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認しても、申立期間において、申立人に対し、厚生年金保険被保険者証が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でな

V10

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月から35年2月まで

(A社)

② 昭和58年6月から59年9月まで

(B社)

③ 昭和59年9月から同年12月まで

(C社)

各申立期間について各事業所に勤務したが、社会保険事務所に記録の 照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。 しかし、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納 得がいかない。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であった ことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社(後にD社へ名称変更。)及び、その後当該事業所の関係会社であるE社に勤務していたことは、これら事業所の総務関係の事務を引き継いでいるF社からの回答により認められるものの、その期間については、特定するに至らない。

また、社会保険庁の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、D社及びE社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、それぞれ昭和39年3月1日及び35年3月1日と共に申立期間①の後であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡が見当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

2 申立期間②及び③について、申立人はB社及びC社に勤務したと主張しているが、それぞれの事業所は、商業法人登記簿が確認できない上、申立人のそれぞれの事業所における同僚等に係る記憶も無いことから、その勤務状況を裏付けることができない。

また、社会保険庁において、それぞれの事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらないところ、申立人の雇用保険記録によると、申立期間②及び③に、その加入記録も確認できないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされた事情はうかがえない。

3 申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その 記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年11月1日まで 高等学校を卒業後、昭和31年4月にA市にあるB社本社に顔を出し、 すぐに夜行にてC郡の同社工場に行った。業務内容は雪下ろし、製品 の検査等だった。入社後の同年5月ごろ風邪にかかり会社からもらっ た健康保険証で診療を受けた記憶がある。その後、同年11月からはD 工場に行き、当時の同僚を複数名記憶している。この期間について厚 生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB社に入社した経緯、業務内容について具体的に申述していることから、申立人が高等学校卒業直後の昭和 31 年4月に同社へ就職し、勤務していたことは推認できるものの、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和31年11月1日と記されているが、その払出日は32年4月26日となっており、当該事業所において申立人の資格取得に係る届出をさかのぼって行ったことがうかがえるところ、社会保険事務所において健康保険証を交付した時期については、少なくとも払出日以後であることを踏まえると、申立期間中に健康保険証を使用したとする申立人の主張には矛盾が生じる。

なお、社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番及び申立人の記録に訂正箇所が無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は「申立期間において厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う」と申述しているが、申立人同様、入社日と資格取得日が

相違している者について確認したところ、その間の保険料控除については 不明との回答であることから、申立人の申述内容を裏付けることができな い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年から30年10月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答を受けた。同社には住み込みで働いており、公共職業安定所の紹介で入社したので、社会保険には入っていたと思う。昭和29年から30年10月までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと申し立てているA社は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 32 年 3 月 1 日であり、申立期間においては、適用事業所としての記録が無い。

また、当該事業所は既に閉鎖しており、人事記録等の資料が確認できない上、当時の事務担当者等の証言も得ることができないところ、当該事業所の事業主に係る厚生年金保険の被保険者記録も申立期間において確認できないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から31年5月1日まで

A社には、当時の経理担当者の紹介で入社した。当該事業所には社会保険に加入しているということで入社した記憶がある。入社後、当該事業所から健康保険証を受領し、退職するときに返却した記憶があるので、この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは、当時の事業主の子息の証言により推認できるものの、当該事業所が保有する従業員名簿では申立人の名前が確認できない上、同僚からも証言を得ることができないことから、その勤務期間を特定するに至らない。

また、前述の従業員名簿によると、そこに記されている従業員全員の被保険者資格取得日は実際の入社日と最大 12 か月相違していることが確認でき、当該事業所においては、一定期間の試用期間を設けていたことがうかがえるところ、申立人の申立期間が6か月間であることを踏まえると、申立人は試用期間中に同社を退職したことが推認できる。

さらに、申立人は、健康保険証を会社から受領した旨を申述しているが、 前述の従業員名簿に記されている者の被保険者資格取得日と社会保険事務 所の記録はすべて一致している上、社会保険事務所が保有する健康保険厚 生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番 号に欠番も無いことから、社会保険事務所において、申立人の健康保険証 が交付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は保険料が控除されていた旨を主張しているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、当時の従業員は試用期間中の保険料控除については不明と回答していることから、この主張を裏付けることがで

きない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から23年5月まで

② 昭和23年6月から26年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答を受けた。厚生年金保険料は給与から引かれていたと思うので、A社については昭和22年4月から23年5月までを、B社については同年6月から26年4月までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社及びB社に在職していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があること及び同僚の名前を記憶していることから推認されるものの、社会保険事務所の記録によると、両事業所は共に厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、両事業所は既に閉鎖しているため人事記録等の資料が確認できない上、当時の同僚及び事務担当者等の証言も得ることができないところ、それぞれの事業主は同一人であり、その者の厚生年金保険被保険者記録も両申立期間において確認できないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認める ことはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月1日から38年2月1日まで

② 昭和36年11月1日から37年11月1日まで

③ 昭和38年2月1日から同年4月1日まで

昭和36年11月1日から38年4月1日までA社(現在は、B社。以下同じ。)に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、そのうちの37年11月1日から38年2月1日までの期間であり、その加入期間についても脱退手当金が支給済みとなっている。その前に勤務していた事業所の厚生年金保険については、脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間については、手続や受給の記憶が無い。脱退手当金が支給済みとされている期間及びその前後に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は申立期間①及び申立 人がその前に勤務した事業所の被保険者期間を含め適正に計算されており、 その支給額に誤りは無く、申立期間①の資格喪失日から約3か月後の昭和 38年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは うかがえない。

また、申立人は、申立期間①の前の厚生年金保険被保険者期間については、その事業所を退職した直後に脱退手当金として受給したが、申立期間①の被保険者期間は受給していないと主張しているところ、社会保険庁の記録上、申立期間①の前の被保険者期間については申立期間①以前に脱退手当金を支給した記録は無く、申立期間①と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているほか、脱退手当金を支給する場合、申立期間①の被

保険者期間を請求する意思は無いとしても、脱退手当金は過去の被保険者期間のすべてを計算の基礎とすることとされていることから、申立人の脱退手当金に申立期間①が含まれていることには整合性がある。

なお、申立人の脱退手当金に係る厚生年金保険被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、再度、脱退手当金の最終事業所であるA社において被保険者資格を取得した以降は、新たな別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために、番号が異なっているものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立人は、厚生年金保険被保険者期間が存在する前後の申立期間②及び ③においても、A社に勤務していたと申し立てているものの、当該事業所 は当時の状況は不明としており、同僚からは具体的な勤務期間に係る証言 等も得ることができず、申立人が保管していた当時の上司が申立人にあて たハガキでは、申立人が申立期間②中にいったん当該事業所を退職し、昭 和37年5月16日から再度出勤していることは読み取れるが、これによっ ても、申立人が勤務していた期間を特定することができない。

また、申立人が記憶している同職種であった同僚の当該事業所における 厚生年金保険の記録も見当たらないことから、当該事業所においては、従 業員全員を厚生年金保険の被保険者としていたことをうかがわせる事情は 見当たらない。

さらに、申立人は申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 1 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

(A社)

② 昭和26年4月1日から27年6月9日まで

(B社)

③ 昭和30年1月14日から37年4月3日まで

(C社)

社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、昭和26年1月25日から37年4月3日までの期間について、脱退手当金の支給を受けている旨の回答を受けた。脱退手当金は受給していないので、脱退手当金受給済期間を厚生年金保険被保険者期間としていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年4月3日の前後2年以内に資格を喪失した者24名中17名に脱退手当金の支給記録があり、うち13名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、最終事業所の当時の従業員からの「何も言わなければ脱退手当金が支給された」、「手続は会社でしてくれて、私は通知が送られてきてから、郵便局に受け取りに行った」との証言を踏まえると最終事業所の事業主による代理請求がされていたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は適正に計算されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和37年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月27日から40年2月28日まで

(A社)

② 昭和 40 年 6 月 25 日から 41 年 2 月 5 日まで

(B社)

③ 昭和41年2月26日から44年12月28日まで

(C社)

④ 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 4 月 13 日まで

(D社)

社会保険事務所にA社ほか3事業所についての年金記録の照会をした ところ、昭和38年3月27日から45年4月13日までの期間について、 脱退手当金の支給を受けている旨の回答を受けた。脱退手当金を受け てはいないので、脱退手当金受給済期間を厚生年金保険被保険者期間 としていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④における最終事業所の被保険者期間のみでは、受給要件である 24 月の被保険者期間を満たすことはできず、申立期間③以前の被保険者期間を含めた上で初めて支給要件が満たされるところ、申立期間②における厚生年金保険の加入記録は他の申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、その申立期間②を含めた過去のすべての被保険者期間がその支給の計算の基礎とされている上、支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年7月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。